

第 18 章 経済の復興

第1節 産業の被害・復興状況

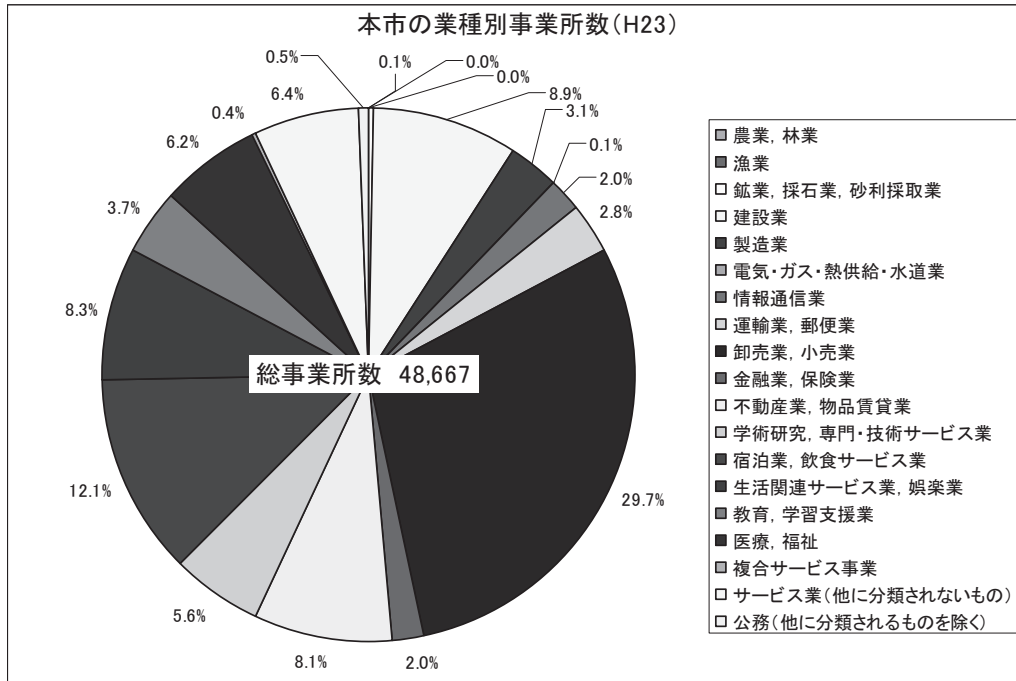
1. 本市経済の概況

(1) 本市の産業構造

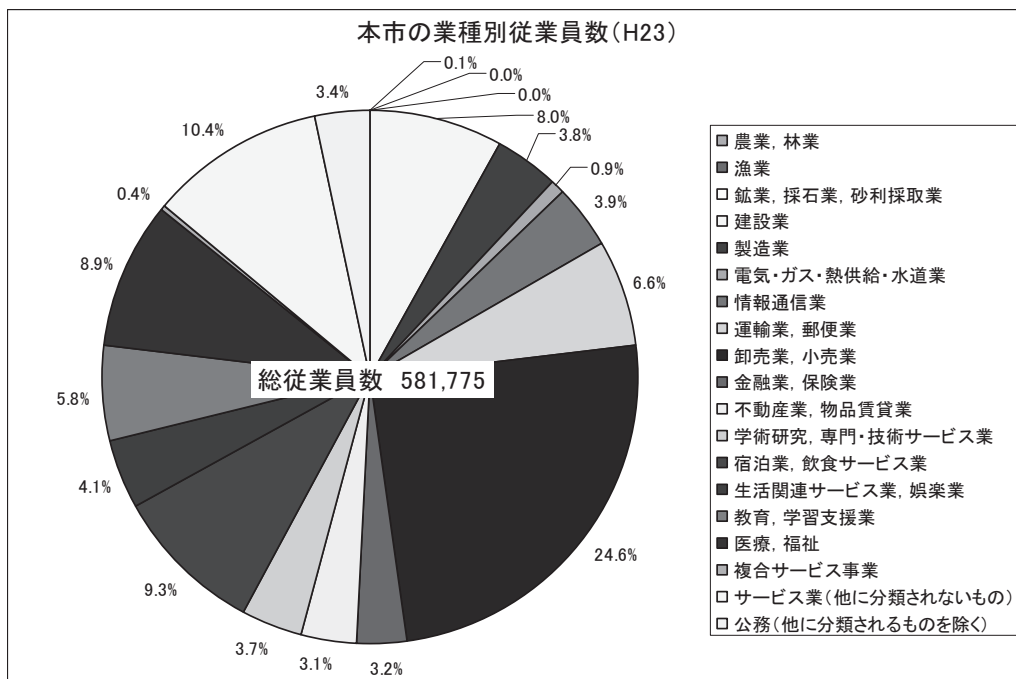
本市の事業所数は48,667事業所、従業員数は581,775人となっている。産業構造としては卸売業・小売業が事業所数で約30%

を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業と続く。従業員数でも卸売業・小売業が25%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉業と続いている(※)。(※平成21年経済センサス基礎調査)

図表 18-1-1 本市の業種別事業所数 (平成23年度)



図表 18-1-2 本市の業種別従業員数 (平成23年度)



2. 東日本大震災における被害状況および対応状況

(1) 商工業の被害

平成 24 年 1 月末現在の本市における商工業の被害推計額は約 2,147 億円となっており、内訳は工業が 1,922 億円、商業が 213 億円、民間福祉施設が 12 億円となっている。工業については、浸水地域と震度から被害状況を想定し、有形固定資産と製造品在庫額の減失額を被害額として算定した。また、商業については、浸水地域の卸売業・小売業・飲食業の商店（売り場）について被災状況を想定し、建物被害と手持商品被害を被害額として算定している。民間福祉施設については、特別養護老人ホーム等、被害を受けた建物の被害状況より被害額を推計した。

(2) 「震災関連中小企業合同相談窓口」の設置

東日本大震災により事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営等に関する相談にワンストップで対応するため、市内の支援機関・金融機関等の関係機関（仙台市、財団法人仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、財団法人仙台市健康福祉事業団、宮城県災害復興支援士業連絡会（宮城県社会保険労務士会、宮城県司法書士会、宮城県土地家屋調査士会、仙台弁護士会、宮城県不動産鑑定士協会、東北税理士会））が連携し、合同相談窓口を仙台市情報・産業プラザ 5 階に設置した。設置期間は 3 月 18 日から 5 月 31 日までであり、相談件数は延べ 1,275 件となった。

(3) 市内企業「緊急ヒアリング」調査

発災後、本市では東日本大震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業に対する効果的な支援策につなげるために、市内の企業、各種団体に対して緊急ヒ

アリング調査を実施した。調査期間は 4 月 12 日から 4 月 25 日までとし、本市が選定した市内事業所、各種団体等 732 社（製造業 142 社、非製造業 590 社（建設業、運輸業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、不動産業、サービス業等））に対し、発災直後の物的人的被害状況（建物被害、設備被害、人的被害（従業員）、商品・製品等被害）、事業所の復旧目処、生産・営業活動の状況、今困っていること、その他要望・意見等について直接面談または電話による聞き取り（一部自記回答依頼）方式とした。

「今困っていること」に対しては、478 事業所から 644 件の回答（複数回答含む）が得られ、「売上・受注の停滞、不振」が 163 件、「インフラ・ライフラインの復旧の遅れ（ガソリン不足含む）」が 92 件、「資金繰り・金融難」が 88 件、「原材料・仕入れ製（商）品の高騰」が 73 件、「風評被害」が 29 件などとなった。

また、「その他要望、意見」に関しては 378 事業所から 461 件の回答（複数回答含む）が得られ、大まかに分類すると「資金援助、融資、税負担軽減」にすることが 116 件、「自粛傾向・風評被害の打破」にすることが 62 件、「行政からの情報提供」にすることが 57 件などとなった。

(4) 仙台経済の回復を目指す当面の取り組み ～ 4 つの柱と 16 の集中経済施策～

上記の「緊急ヒアリング」の結果、今回の震災では、建物や設備に甚大な直接被害を受けた企業のみならず、取引先の営業停止等による需要の減少といった間接的な被害により、営業活動や資金繰りに深刻な影響を受けている企業が数多く発生したことが明らかとなった。また、風評被害や旅行マインドの低下による交流人口の減少という課題も見えてきた。

そこで、本市においては、6 月に中小企業等の事業再生支援、交流人口の回復、営農再開支援、雇用の創出の 4 つの政策を柱

に据え、東日本大震災からの仙台経済の回復を目指す集中経済施策を発表した。集中経済施策の事業費は全体で 86 億 6 千万円であり、平成 23 年度当初予算を一部組み換え、震災対応向けに再編成したものである。

①中小企業等の事業再生支援

(ア) 3年間返済猶予の東日本大震災関連融資制度等の創設

早期復旧と事業の再建を支援するため、東日本大震災で直接被害または間接被害を受けた市内中小企業者に対し、東日本大震災関連融資制度を創設した。返済期間は、運転資金・設備資金ともに 15 年以内で据置期間を 3 年以内とした。

また、震災関連融資制度を利用した場合、事業用建物の「り災証明書」を受けた事業者を対象に融資限度額 3 千万円、補給期間 3 年を上限に利子・保証料の補給を行う制度を創設した。補給率は利子 1.5%、保証料 0.7%とした。

同様に小規模事業者経営改善資金（マル経融資）震災対応特枠を利用した小規模事業者に対しても、仙台商工会議所およびみやぎ仙台商工会が、当該融資にかかる 3 年間分の利子を全額補給し、その費用を本市が補助した。

平成 24 年 3 月 31 日までの実績（以下、実績については、すべて平成 24 年 3 月 31 日現在とする。）は、東日本大震災関連の融資件数が 1,542 件、融資額 29,873,429 千円、利子補給（マル経融資含む）の支払件数が 2,361 件、177,084 千円、保証料補給の支払件数が 1,677 件、317,756 千円であった。

(イ) 製造業施設の現地復旧に対する補助制度の創設

震災による市内中小製造業の工場や生産設備等の被害は甚大であり、特に製造業に関しては事業再開に向けて多額の復旧費用が必要となることなどから、早期の操業再開を支援するため、被災した市内中小企業

が現地で建替えや設備更新を行う際の補助制度を創設した。

【現地建替え補助制度】

現地建替え補助としては、被災した市内中小企業が現地での工場の建替えを行う場合、り災証明書の被害程度にかかわらず、固定資産税等相当額を 3 年間補助する制度を創設、さらにり災証明書の被害程度が全壊または流失である市内中小製造業が建物の復旧等を行った場合にも適用されるよう対象の拡大を図った。

また、仙台港周辺地区に立地している被災企業については、事業所の規模、本店の所在地にかかわらず、本制度を適用することとした（ただし、大企業は各年 1 億円が上限）。

投資要件は中小企業が投下する固定資産相当額が 1,000 万円以上、仙台港周辺地区の大企業は 1 億円以上と設定した。制度適用実績は 20 件となった。

【被災中小製造業向け設備更新補助制度】

被災した市内中小製造業が生産設備等の設備更新を行う場合、り災証明書の被害程度にかかわらず、固定資産税等相当額を 3 年間補助する制度を創設した。補助要件は投下する固定資産相当額が 1,000 万円以上と設定し、制度適用実績は 9 件となった。

(ウ) 事業所を失くした事業者へのオフィスの無償提供

震災によりオフィスが使用不能となり、事業再開に支障をきたしている中小企業等に対し、基礎的な什器備品類、OA機器等を備えたオフィスの貸し出しを行った。

本市の外郭団体である仙台市産業振興事業団が保有する仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館のプロジェクトルーム（インキュベーションルーム）3 室を賃料無料、共益費のみの負担で貸し出すこととした。入居資格は震災により事業所および

主要な事業用資産について相当の損害を受け、事業活動に支障をきたしている市内および近隣市町村に本社を有する企業および個人事業主とし、り災証明書等により入居資格の確認を行った。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構と共同で、宮城野区扇町四丁目および港三丁目の2カ所に仮設オフィス19室と仮設工場3室を整備し、計22室を家賃無料（光熱水費等を除く）で貸し出しを行った。

（エ）事業創出・拡大に向けた取り組みへの支援

震災により売上げが減少している地域の中小企業等に対し、首都圏で開催される展示会、販売会において、新製品、特産品等の出展販売の機会を提供した。また、出展にあわせて地域のデザイナー、クリエイター等を活用したブースデザインの提供、PRツール開発支援などによる新たな顧客の獲得、販路開拓に向けた効果的なPR活動を展開し、地元事業者の復興を支援した。

さらに、震災を乗り越え、新たなビジネス参入に意欲的な事業者に対して、ニーズに対応した専門家の派遣や企業訪問、創業や経営革新のための各種セミナー、ハンズオン支援等を行った。

②賑わいの創出による観光業・小売業への支援

（ア）東北の夏祭りの集結イベント「東北六魂祭」の開催

東北各地では震災による風評被害や過剰な自粛ムードの影響で、観光客の減少に苦慮する状態が続いていた。そこで、東北の復興の姿を全国にアピールし、交流人口の回復を図るためのイベントとして、東北の夏祭りが仙台に一堂に集結し、競演する「東北六魂祭」を7月16日と17日の両日開催した。

参加した祭は青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、仙台七夕まつり、山形花笠まつり、福島わらじまつりの6つ

であり、本イベントの運営は、東北6県の県庁所在地6市と各まつりの実施団体で実行委員会を組織する形で行った。

観客数は当初10万人程度を見込んでいたが、実際には2日間で約36万人が集まり、会場一帯をはじめとして市中心部が大混雑したことから、パレードの一部中止やパレードの進路の変更などを余儀なくされたものの、東北の復興ののろしを上げるイベントとして大盛況のうちに終わった。

（イ）伊達武将隊による全国観光キャラバンの実施

復興に前向きに取り組んでいる本市や東北の姿を全国にアピールするとともに、大勢の観光客の来仙を望んでいることを伝え、交流人口の回復を図り、仙台、東北の経済復興を目指すことを目的に「おいでよ！仙台・宮城、東北へ」キャンペーンを展開し、本市ではその一環として「伊達武将隊」による全国キャラバンを実施した。

伊達武将隊は仙台城跡での観光案内や殺陣・演舞の披露のほか、記念撮影などで観光客のおもてなしを行うとともに、全国各地のイベントに参加するなどして仙台・宮城の観光PRを行っている。国の緊急雇用創出事業を活用して、平成22年8月に結成された。

5月27日の名古屋市を皮切りに、9月末までの間に政令指定都市や姉妹都市等全国27都市において支援の御礼や誘客に向けたプロモーションを実施した。

（ウ）地元お勧めのギフト商品の販促キャンペーンの展開

地元の商品を全国の企業や個人にギフト商品として取り扱ってもらうため、公益財団法人仙台観光コンベンション協会のホームページ内に「ありがとう仙台・宮城ギフトお取り寄せ特集」ページを設置し、物産事業者の販売支援を行う「ありがとう 仙台・宮城～感謝を込めて～」キャンペーン

を展開することとした。

(エ) 商店街等の賑わいイベントに対する助成制度の拡充

本市においては、これまでも商店街等の賑わいイベントに対する助成制度を設けていた。助成金には通常のイベント助成と特別選考によるイベント助成があり、通常のイベント助成は助成率4分の1、限度額25万円、特別選考によるイベント助成は助成率3分の2、限度額100万円であったが、中心部および地域の賑わいを創出するため、助成率および助成限度額の引上げを行い、通常のイベント助成については助成率5分の3、限度額35万円、特別選考によるイベント助成については、助成率4分の3、限度額150万円に引き上げた。

助成件数は30件（うち特別選考4件）であった。

(オ) 各種大型会議等の誘致

国内外に仙台・東北の復興の姿を発信することにより、自粛ムードや風評被害を払拭し地域産業への経済波及効果を図るため、国連防災世界会議をはじめとした各種会議等コンベンションの誘致を進めることとした。これまでに第12回WTTC（世界旅行ツーリズム協議会）グローバルサミット、世界防災閣僚会議 in 東北、国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の特別イベント「防災と開発に関する仙台会合」等の大規模な国際会議の誘致や開催への協力等を行った。

③早期営農再開支援

農業の復旧・復興に向けた営農再開支援策については、「第3節 農業の被害・復興状況」で詳しく述べるが、本項においては、集中経済施策として掲げた事項について簡単に記載する。

(ア) 早期営農に向けた農地の復旧・再構築

津波により壊滅的な被害を受けた東部地域において、排水ポンプの仮復旧による一部稼働を行うとともに、田畑に堆積したがれき等の撤去を12月中に完了した。また、除塩、堆積土砂の撤去、幹線水路や排水機場の復旧・再整備に取り組み、早期の営農再開を目指していく。

(イ) 本格営農再開までの当面の支援

営農再開に向け、被災農家で組織する「復興組合等」が作付が困難となった農地の復旧作業を行う場合に支援金を支給し、組合が被災農家に活動内容に応じて支援金の支払いを行う制度（被災農家経営再開支援事業）を6月に創設した。

また、津波により被災した農地の全面復旧には、相当程度の年数を必要とすることから、その間の経営支援の一環として代替農地における経営再開を支援することとし、代替農地の幹旋や農地の賃借料の助成、農機具リース料の一部を助成する農地確保緊急対策事業を創設した。

(ウ) 本格営農再開への支援と流通支援

営農再開に向けた農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入等を営農組織等に助成する制度として、東日本大震災農業生産対策交付金事業および野菜・花きパイプハウス緊急設置事業を創設した。

東日本大震災農業生産対策交付金事業は、災害を受けた共同施設利用の復旧ならびに営農用資材および農業用機械を確保するため、国・県合わせて75%まで補助するもので、野菜・花きパイプハウス緊急設置事業は、津波によりパイプハウスが流失した畑作農家の経営再建支援として、パイプハウス新設に対し助成するものとなっている。

また、施設の復旧や新たな施設整備、運転資金の確保のため、被災した農業者等が営農再建に向けて本市の災害関連の融資制

度を利用した場合、融資資金の利子補給を行う仙台市農業災害復旧資金を創設した。

④緊急雇用対策

(ア)被災者に対する緊急的な雇用の場の創出

国の基金を活用した緊急雇用創出事業の活用や災害復旧事業の実施にあたって関係機関と連携して民間企業の協力を求め、被災された方々の緊急的な雇用の場の創出を図った。

本市においては、臨時職員の採用等により2,720人の雇用を生み出すとともに、民間企業への協力要請により約1,200人の雇用を生み出した。

また、被災した農業者の雇用の確保および農林水産業の振興ならびに地域経済の活性化を図ることを目的として、被災した農業者を雇用し、事業者等の農業参入や農商工連携への取組みを促すため、農業者の持つ知識や技術を活用した事業計画を支援する「仙台市農商工連携型農業者雇用モデル支援事業」を実施した。

(イ)復興需要の地元企業への還元を通じた雇用の場の確保

がれき処理等の緊急性の高い、多くの工事について随意契約による地元企業への発注や指名競争入札となる工事について、地元業者を優先して指名するほか、発注方式の工夫により、できるだけ地元企業が受け皿となるよう取組みを進めることとした。また、工事請負についての前払金の割合を10分の4から10分の5以内とし（地方自治法施行令および同法施行規則の改正による対応）、下請企業の選定には契約書の中に地元業者からの選定に努めるよう明記するなど、資金が地域企業に還元するよう取組みを進めた。

(ウ)企業立地助成金の雇用加算要件の緩和による新規雇用の促進

本市においては新規立地企業等に対する

企業立地助成金制度（固定資産税等相当額の助成制度）を設けており、製造業や特定コールセンター・バックオフィス等の立地促進助成制度においては雇用加算制度を設けていた。震災前の雇用加算制度では新規雇用者等が50人以上の場合に限り適用することとしていたが、震災を受け、20人以上の場合にも対象となるように要件を緩和し、企業誘致活動を強化、新たな雇用の場の確保につなげた。

また、製造業立地促進助成金における雇用加算助成については、投下固定資産相当額を100億円以上としていたが、その要件も廃止し、新規雇用の促進を図った。

(エ)即戦力型の人材育成によるミスマッチの解消

就職につながる技術や資格の取得に加え、就業体験等も組み込んだ就職支援を行い、震災発生後に拡大している雇用のミスマッチの解消を図るため、産業人材育成事業および震災対応就職支援事業を実施した。

産業人材育成事業では就職に有利な技術や資格の取得を目指し、さらに現場での実務経験を積むことにより、企業の即戦力となる人材の育成を図るもので、製造業や農業分野に役立つ資格取得と関連業種への就職を目指し、119名が参加した。

震災対応就職支援事業では震災による離職者を対象にスキルアップ研修や就業体験を行い、就職につなげる支援を実施するもので、被災離職者や新規学卒者等を対象とするコースを42名で実施した。

雇用のミスマッチ拡大を防止するため、平成24年度も引き続き同様の事業を展開していく。

(5)震災復興支援に向けたアンケート調査（第1回）

震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業等に対する効果的な支援

策につなげるため、アンケート調査を実施した。

期間は7月19日から8月5日までで、平成21年度経済センサス基礎調査名簿から業種や規模別に無作為に抽出した仙台市内事業者1,000社を対象に郵送配布、郵送回答により行い、661社からの回答を得た。

調査内容は「被害の状況および程度」、「営業・生産の状況（現在の営業、生産の状況）」、「従業員の雇用体制」、「今後半年間（平成23年7月～平成24年1月）の従業員の雇用計画」、「震災前と比較した回復状況」、「移転・閉鎖の意向」、「復旧に際して役立ったこと」、「現在受けている融資」、「今後受ける予定の融資」、「今すぐ必要な支援」、「この1年程度で必要な支援」、「仙台市の経済行政に希望すること」、「意見・要望等」とした。

「復旧に際して役立ったこと」については、「遠方の同業者からの支援」が22.2%で最も多く、以下、「金融機関などの資金支援」が16.6%、「近くの同業者からの支援」が14.7%、「行政（市、県、国）からの支援」が14.1%という結果となった。なお、その他の内容としては「特になし」、「自力復旧」といった旨の回答が多く（51件）、それ以外では、「本社・支社・グループ会社からの支援」（42件）、「取引先・顧客からの支援」（15件）、「保険」（7件）、「地域の人・知人・親類」（7件）なども多く見られた。

また、「今すぐ必要な支援」については、「税金等の軽減」が33.1%と最も多くなっており、以下、「資金面の支援」（18.3%）、「取引先拡大に向けた支援」（13.6%）、「風評被害の払拭」（11.5%）、「建物の建替等、建設に関する支援」（10.9%）などとなった。なお、「その他」の内容については、「公共工事・復旧工事の拡充や発注に関わること」、「景気回復」、「国の三次補正予算の早期成立」、「地場畜水農産業の復興支援」などとなった。なお、「この1年程度で必要な支援」

も「今すぐ必要な支援」とほぼ同様の割合となった。

（6）震災復興支援に向けたアンケート調査（第2回）

平成24年度の経済活性化策の策定に向けて、地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握するために、12月20日から平成24年1月18日にかけて、第2回のアンケート調査を実施した。対象の選定や調査方式は第1回と同様とし、1,000社中、617社からの回答を得た。

調査内容は「営業・生産の状況（震災発生以後の営業、生産の状況、現在（平成23年12月）と震災前を比較して変化があった点（受注量、生産・販売量、原材料等の供給量、取引先数）」、「従業員の雇用体制」、「今後半年間（平成24年1月～平成24年6月）の従業員の雇用計画」、「震災前と比較した回復状況」、「移転・閉鎖の意向」、「震災後に利用した融資」、「今後受ける予定の融資」、「今すぐ必要な支援」、「この1年程度で必要な支援」、「仙台市の経済行政に希望すること」、「仙台経済の復興に向けた平成24年度の取り組み～復興計画に基づく5つの指針と8つの推進政策～（案）」に対する意見・要望」である。

「平成23年12月現在と震災前を比較して、変化があったと思われる部分はどのような点か」については、受注量は「減少した」が32.0%で最も多く、以下、「増加した」（30.8%）、「変わらない」（20.3%）となっている。生産・販売量については、「減少した」が27.6%で最も多く、以下、「増加した」（26.0%）、「変わらない」（21.0%）となっている。原材料等の供給量については「変わらない」が33.6%で最も多く、以下、「減少した」（13.1%）、「増加した」（11.5%）となっている。なお、「該当しない」は21.2%であった。取引先の数については、「変わらない」が44.2%で最も多く、

以下、「減少した」(27.4%)、「増加した」(14.2%)となっている。資金繰りについては、「変わらない」が53.0%で最も多く、以下、「苦しくなった」(19.8%)、「楽になった」(10.3%)となっている。なお、平成23年の7月に実施した調査では、質問が異なるが、震災前と比較して悪化した点について尋ねたところ、「受注量」が37.8%で最も多く、以下、「取引先の数」(26.5%)、「資金繰り」(20.0%)、「生産・販売量」(17.8%)となった。「受注量」が減少した(悪化した)と回答した割合が最も多い点については前回同様となった。

「今すぐ必要な支援」については、「税金等の軽減」が33.9%と最も多くなっており、以下、「資金面の支援」(15.4%)、「雇用に対する支援」(13.6%)、「取引先拡大に向けた支援」(11.5%)、「建物の建替等、建設に関する支援」(11.0%)などとなった。なお、「その他」の内容については、「公共工事の発注に関わること」、「風評被害の払拭」などとなった。7月調査時に比べてもほぼ変わらなかったが、「雇用に対する支援」が8.5%から13.6%へ上昇した。

(7) 仙台経済ステップアッププラン2012

本市においては、平成24年度予算編成にあたり、平成24年度を復興計画における仙台経済発展プロジェクトの本格的な展開を迎えるべき時と位置付け、総事業費約100億円、118の事業による「仙台経済ステップアッププラン2012」を策定した。

先述の「4つの柱と16の集中経済施策」や復興需要の牽引、国内外からの支援などもあいまって、本市経済は全般的に回復基調にある一方で、復興需要の恩恵を享受しきれない分野や円高、風評被害の影響を受けている企業もあり、経済状況の二極化が生じる恐れがあった。また、復興需要は永続するものではなく、この需要を梃子としながら、息の長い中長期的な安定的成長につなげていくことが必要であり、その

ためには、将来に向け本市企業の競争力を堅固にし、防災や環境面での「実証実験都市」として新たな産業や技術を開発していく取り組みや世界中から人材を集め交流人口を増やす取り組みへとステップアップしていくことが必要であるとの認識から策定され、これまで本市が行ってきたさまざまな産業施策の強化を図るとともに、下記の4つの合言葉と12のプログラムにより本市経済の強化を図ることとしたものである。

①事業拡大！！

企業の販路拡大、競争力の強化、復興需要に対応する新たな起業を集中的にサポートするために次のプログラムを立ち上げることとした。事業費は337百万円を計上している。

(ア) 集中販路拡大プログラム

■「地域企業ビジネスマッチングセンター」の創設

仙台市産業振興事業団内に設置した「東北復興ビジネスマッチングセンター」を拠点に、ビジネスマッチングの専任スタッフが、ものづくり企業など地域企業の優れた製品・サービスを首都圏等の企業に直接売り込み、東日本大震災で減少した販路の回復・拡大を支援するもの。

■震災復興販路拡大支援

東日本大震災で売上が減少した中小企業等を対象に、販促スキルの向上を図るとともに、企業フェアの開催および首都圏等で開催される展示商談会への出展支援を通じ、仙台地域および全国への販路拡大を強力に支援するもの。

(イ) 競争力強化・起業促進プログラム

■東北復興創業スクエア

復興過程で生まれる新たな需要に対応した商品・サービスの創出を担う起業家や新事業の立ち上げ等をマーケティング、デザイン、人材育成の面で支援するもの。

■地域ビジネス創出支援

被災地のコミュニティや地域資源を活かした新たな地域ビジネスを始める取組みを支援するもの。

②にぎわい創出！！

東北の復興を牽引する、にぎわいの拠点を中心部に創出し、都市型ツーリズムを推進するとともに、国際コンベンション都市づくりを強力に進めるため、次のプログラムを立ち上げることにした。事業費は2,755百万円を計上している。

(ア) 東北復興交流パークプログラム

■東北復興交流パーク

中心部商店街を「東北復興交流パーク」と位置付け、東北の観光や産業の復興を支援する拠点となる「東北ろっけんパーク」をクリスロード商店街内に整備して、既存の「仙台なびっく」と連携し一体的な事業展開を行うことにより、中心部の魅力を発信し賑わいの持続とさらなる発展を図るもの。

(イ) 商店街にぎわい創出プログラム

■商店街震災復興対策

安全安心の向上のために行うアーケードの大規模改修等の施設整備や賑わいの強化のための商店街のイベント事業を支援するもの。

■名掛丁エスカレーター整備

平成25年開催の次期「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に向け、仙台駅西口のペDESTリアンデッキで最大の通行量となっている名掛丁階段にエスカレーターを設置し、安全性と利便性の向上を図るもの。

(ウ) ミュージアム観光魅力創出プログラム

■デスティネーションキャンペーン(DC)

(仙台・宮城「伊達な旅」春キャンペーン)

平成25年開催の次期「仙台・宮城デス

ティネーションキャンペーン」を、復興に向けた大きな機会と位置付け、平成24年春にプレキャンペーンにより気運を盛り上げるとともに、受入れ環境の整備充実、観光資源の魅力の発掘・磨き上げを図るもの。また、近年需要が高まっている「街なか観光」の推進のため、街歩き観光ガイドツアー企画の準備やマップの整備、ボランティア活動の支援などを行うもの。

■ミュージアム連携

仙台・宮城地域の多様なミュージアム施設の共同事業体である「仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)」において、共同広報や複数のミュージアム施設が共通テーマ・スタイルで展覧会を行う「クロス展示」などの連携事業を行い、観光資源の一つとしてのミュージアムの魅力を発信するもの。

■秋保作並誘客支援

デスティネーションキャンペーンの開催時期に合わせ、磊々峡をライトアップするなど、新たな観光資源としての魅力を高めるもの。また、情報誌やネット等によりそれらの観光情報を国内外へ発信し、秋保・作並温泉の知名度向上と誘客拡大を推進するもの。

■海外プロモーション

海外に仙台・東北の魅力ある観光資源と楽しみ方を発信し、外国人観光客の増加を図る。

(エ) 国際コンベンション都市強化推進プログラム

■国際コンベンション誘致強化

コンベンション開催助成、開催準備金貸付に加え、国際会議開催手続きのワンストップサービスの実現など、誘致体制を大幅に拡充整備するもの。

また、2015年国連防災世界会議の仙台開催に向け、誘致の取組みを強化していく。

■仙台商業高等学校跡地利活用の推進

地下鉄東西線建設を契機とした新たなま

ちづくりや、交流人口の回復・拡大を図るため、仙台商業高等学校跡地の利活用を推進するもの。

■日本女性会議 2012 仙台の開催

男女共同参画をテーマとしたイベントの中では国内最大級の日本女性会議を平成 24 年 10 月に開催するもの。

③未来開拓！！

農業のイノベーションを進めるとともに、本市の持続的成長を牽引する新産業を創出するために次のプログラムを立ち上げることとした。「未来開拓！！」に係る事業費は 1,400 百万円を計上している。

(ア) 農と食のフロンティアプログラム

■農と食のフロンティア創造推進事業

新しい生産技術、経営形態や関連産業との融合など、農業を生産力のある産業とする「農と食のフロンティア」を東部地域に実現するための方向性をとりまとめつつ、地域再生の担い手となる農業者を育成し、六次産業化を推進する事業。

■農地利用集積促進事業

除塩や農地復旧等は実施したが、震災で農機具流出等の被害を受け、営農再開が困難な農業者が所有する農地の賃借を進める事業。

平成 23 年度は、平成 24 年度より作付可能となる農地を主な対象とし、農地の貸し手・借り手にそれぞれに 10a あたり 1 万円の補助を行うことにより、復旧した農地における確実な営農再開や集落営農組織等の担い手農業者への農地の集積を促進した。

(イ) 次世代エネルギー活用プログラム

■次世代エネルギー産業立地調査

環境負荷の少ない太陽光発電事業等の立地可能性を探り、多様なエネルギー源の確保や関連産業の振興を図るほか、次世代型太陽光発電システムの実証実験への協力等を通じ、いち早く本市地域に最新の技術導

入が図られるよう取り組む。具体的には、太陽光発電事業の立地可能性を検討するほか、国が実用化を進める有機薄膜太陽電池の実証事業の誘致を行う。

また、生活排水を吸収してオイルを生み出す藻類バイオマスの実証実験を行い、下水処理と連携して燃料生産を行う新しい循環型モデルの構築を目指しながら関連産業の集積を図る。具体的には、11 月に筑波大学・東北大学との間で締結した共同研究協定に基づき、南蒲生浄化センターを拠点として藻類バイオマスの研究・開発に取り組む。

■エコモデルタウン構想

新市街地形成が予定される地区において、民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、エネルギー効率の高い地域モデルを形成することを目的とする。具体的な取組みの第一歩として宮城野区田子西地区における「仙台市スマートグリッド通信インタフェース導入事業」等を進める。

(ウ) 知的産業育成プログラム

■情報産業支援

今後需要拡大が見込まれるスマートフォンのアプリケーション開発を支援し、地域企業の技術力向上と関連人材の本市への集積を図る。また、アプリケーションを活用した商店街の売上げ増加や観光地への誘客など、多面的な経済効果につなげる事業を展開する。

④足腰強化！！

震災からの「完全復旧」に向け、企業と農業の再生をサポートし、また復興に向けた企業ニーズに合った人材を育成するために次のプログラムを立ち上げることとした。「足腰強化！！」に係る事業費は 5,708 百万円を計上している。

(ア) 企業・農業再生プログラム

■ 中小企業利子等補給

震災関連融資制度において平成 23 年度に実施していた 3 年間の利子・保証料補給制度を平成 24 年度の新規借り入れ分についても継続して実施する。なお、商工会議所等が指導・推薦する小規模事業者経営改善資金（震災対応特枠）についても同様に実施する。

■ 企業等支援情報配信

仙台圏の被災中小企業等が利用できる各種支援制度を、利用する側の視点から分かりやすく紹介する情報誌を制作するもの。

■ 農地確保緊急対策

津波により被災した農地の復旧、除染対策には相当程度の期間を必要とすることから、その間の経営支援の一環として、農地、軽トラック、パイプハウス等の賃借に対する補助を行う。

■ 被災農家経営再開支援

被災農業者で組織する「復興組合等」が営農再開に向け、作付が困難となった農地の復旧作業を行う場合に支援金を支給し、組合が被災農業者に作業内容に応じて日当を支払う。

(イ) 買い物支援プログラム

■ 買い物支援モデル事業（商店街連携型）

身近な商店の撤退・閉店や交通手段の不足などにより、高齢者を中心として、日常の買い物が困難になる状態が想定されるため、地域の状況に応じた宅配事業と商店街が連携する社会実験を実施する。

(ウ) 雇用拡大・ミスマッチ解消プログラム

■ 雇用拡大

東日本大震災を受けて、緊急的な雇用の場の創出や都市型産業の誘致を積極的に進め、雇用の拡大を図る。

■ ミスマッチ解消プログラム

求人と求職のミスマッチの解消により、安定的な就業を支援するとともに、復興需

要を地元企業がしっかりと受け止めることができるよう、企業のニーズに合った人材を育成する。

(8) 復興特区の申請（民間投資促進特区）

12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立したことを受け、県および本市を含む県内 34 市町村では平成 24 年 1 月 27 日付けで「民間投資促進特区（ものづくり産業）」に関する復興推進計画の申請を行い、平成 24 年 2 月 9 日付けで復興庁より認定を受けた。

民間投資促進特区（ものづくり産業）の内容としては、東日本大震災復興特別区域法（以下、「法」という。）に定める税制上の特例措置であり、特別償却または税額控除（法三十七条）、法人税特別控除（法三十八条）、新規立地促進税制（法四十条）、研究開発税制（法三十九条）の各種特例および地方公共団体の地方税に係る課税免除または不均一課税による減収に対する補填措置（法四十三条）であり、地方税の課税免除等については、条例の改正が必要であり、平成 24 年仙台市議会第 2 回定例会にて市税条例の一部を改正する議案を提出することとなっている。

対象事業は復興産業集積区域内において、集積業種（自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業）に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業となっている。

本市においては申請の受付を平成 24 年 3 月 1 日より開始し、平成 23 年度においては、11 件の事業について、事業者の指定を実施した。

第2節 仙台市中央卸売市場の状況

1. 仙台市中央卸売市場の概況

本市の中央卸売市場は水産物・青果を取り扱う本場と、花きを取り扱う花き市場および食肉市場の3つからなり、平成22年の取扱高は水産物が95,854tで約702億円、青果が204,351tで約488億円、花きが142,251(千本・鉢・個)、約101億円、食肉が24,164tで約175億円となっている。

2. 仙台市中央卸売市場の被害状況と対応

①仙台市中央卸売市場の被害状況

本震の影響により本場(花き市場含む)では不等沈下による部分的な段差や上水、工水配管に損傷を受け、食肉市場においては、管理棟および作業員棟の不等沈下、懸肉室柱座屈、枝肉搬送用レール屈曲等の被害を受けた。さらに、4月7日の余震の影響により、本場では場内工業用水の漏水、立体駐車場の柱亀裂(使用禁止)、まぐろ低温売場壁上部亀裂等の被害を受け、食肉市場においては、汚水処理施設配管破損、せり場冷蔵庫停止、給水管破損・漏水、壁一部破損などの被害を受けた。特に食肉市場での被害が大きく、食肉市場のと畜業務の再開までは時間を要することとなった。

②仙台市中央卸売市場の開市状況

本場(水産、青果)では、発災翌日から翌々日にかけての新規入荷はほとんど無かったものの、卸売業者や仲卸業者が在庫を活用し、相対取引を継続させることができた。3月16日頃から一部の卸売業者でせり取引を再開。停電等の影響により場内の売場や設備の使用に支障が生じていたが、屋外でせりを行う等臨機応変に対応し、当初は通常時の5%~10%程度であった商品の入荷も徐々に正常化していった。

花き市場も3月23日よりせり取引を再開させることができた。

一方、食肉市場においては、管理棟等に

おいて甚大な被害が出たため、復旧作業のためしばらく休市し、4月27日から小動物(豚等)、5月13日に大動物(牛等)のと畜を再開した。

③施設使用料の減免

中央卸売市場では、発災後の取扱高の減少を受け、経営への深刻な影響を受けた場内事業者に対する支援と消費者への生鮮食料品の安定供給を確保するための流通支援として平成24年3月までの施設使用料の2分の1を減免した。

④放射性物質への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、一部で高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛が流通するという事態が生じた。本市においては、流通状況を調査し、ホームページ等で注意を促すとともに、本市の食肉市場でと畜した牛について、県内産、県外産を問わず、8月1日より放射性物質の全頭自主検査を開始した。

また、農林水産物についても、平成24年1月30日よりサンプリングによる放射性物質の調査をすることとした。検査の結果、放射性セシウムが検出されることはなかった。

第3節 農業の被害・復興状況

1. 本市農業の現状

本市の農家総数は平成22年時点で4,050戸で、うち専業農家は528戸。経営耕地面積は5,085haで、そのうち、田が4,294ha、畑が767ha、樹園地が25haとなっている。

農産物の作付面積および収量は水稻が3,850haで18,700t、大麦が239haで734t、大豆が705haで726t。平成23年時点での農業算出額は5,560百万円で、うち米が2,430百万円、野菜が1,580百万円などとなっており、基幹作物である稲作を中心に野菜、畜産、花きなど、多様な地域条件を活かした生産活動が展開されている（2010年世界農林業センサス、平成18年宮城県農林水産統計年報、平成23年被災市町村別農業産出額より）。

また、平成22年時点の東部地域（宮城野区岡田地区、若林区七郷地区、六郷地区）の農家総数は1,123戸、耕作面積は約2,300haで、うち水田が2,100ha、畑が200haとなっている。主な農産物は水稻、麦、大豆であり、また六郷地区は野菜、花きの市内有数の産地でもある。

2. 農業の被害状況と対応

（1）農業等の被害

（ア）農地（田・畑）等

東日本大震災の津波により被災した面積は約1,800haで、うち水田が約1600ha、畑が約200haであった。これは東部地域の耕地面積の約78%にあたり、市内全域の耕地面積の約30%相当が津波により被災したことになる。

写真 仙台東部地域の農地の被害状況



（イ）農業用機械施設

農業用機械施設の被害としては、トラクター、田植機等、約2,400台が津波により流失、破損した。農業用施設については、パイプハウス、温室は約100,000㎡が津波により流失、破損した。そのほか、仙台農業協同組合（JA仙台）の七郷カンントリーエレベーターと七郷大豆センターが津波により浸水し、建物が損壊、流失するなどの大きな被害を受けた。

（ウ）土地改良施設

土地改良施設の被害としては、排水機場4カ所（高砂南部、大堀、二郷堀、藤塚）が壊滅的被害を受け、樋門、水路、農道等は水没により機能不全に陥った。

写真 高砂南部排水機場の津波被害



図表 18-3-1 東日本大震災津波被災地域図



(エ) 農林水産業関係の被害額

農業関連の被害額は農地関係が 396 億円、農業用機械施設関係が 106 億円、土地改良施設関係は 219 億円となり、農業関連被害額で 721 億円となった。

そのほか、林業関連で林道 23 路線、0.7 億円、漁業関連で漁船、のり養殖施設、防潮堤、共同施設など 13 億円の被害があった。

(2) 仙台東部地区農業災害復興連絡会の設置

震災により甚大な被害を受けた東部地域の農業者の営農再開支援および農業復興を推進するため、本市は J A 仙台と仙台東土地改良区と連携し、「仙台東部地区農業災害復興連絡会」を 4 月 5 日に発足させ、その下部組織として広報対策チーム、塩害対策チーム、地区対策チーム、農地復旧対策チーム、復興計画案策定チームの 5 つの対策チームを設置した。

広報対策チームでは市、J A 仙台、仙台東土地改良区の三者連名で「農業災害復旧情報」を定期的に発行した。平成 23 年度に

は、4 月 25 日の第 1 号から平成 24 年 3 月末までに全 11 号の広報誌を発行し、がれき撤去や作付、復旧工事のスケジュールや災害復旧資金や各種助成金の案内、営農意向調査の報告、放射性物質検査の調査報告等について農業者の方々に周知した。

塩害対策チームは土壌調査の分析・検証により、東部地域の塩害対策、作付・技術指導を行った。

地区対策チームは地域ごとに担当者を配置し、農業者の安否確認、意向把握調査、生活全般についての相談・助言等を行った。

農地復旧対策チームにおいては、国、県等の協力を得ながら、がれき撤去や治水対策の見直し等を行い、早期農地復旧の実現に向けた取組みを実施した。

復興計画案策定チームにおいては、市の復興ビジョンおよび復興計画の策定に向けて、東部地域の農業再生に向けた計画案の取りまとめなどを実施した。

(3) 農林水産業の復旧

① 農地等の復旧

(ア) 排水機場の応急復旧(仮設ポンプの設置)

仙台東部地区は海拔高度の低い平野地であり、もともとポンプによる強制排水が必要な土地であったが、津波により排水機場が壊滅し、津波により流入した海水を排水することができない状態であった。そのため、行方不明者の捜索や農地の被害調査、復旧作業を行うために、緊急的に排水対策を実施する必要があった。

被災した 4 つの排水機場において、農林水産省および国土交通省等から仮設のポンプやポンプ車などを借用し、排水を実施するとともに、水路の浚渫作業を実施。その後、高砂南部排水機場については、平成 23 年 5 月に $\phi 500\text{mm}$ のポンプ 1 台を、藤塚排水機場については 6 月に $\phi 700\text{mm}$ のポンプ 1 台を、大堀排水機場については 11 月に $\phi 600\text{mm}$ のポンプ 1 台を仮復旧させた。

平成 24 年 6 月末までに二郷堀排水機場

も含め、全 11 台のポンプの仮復旧を完了させ、被災前の排水能力が 100%確保される予定となっている。

(イ) 土地改良施設の復旧

津波により水没し、機能不全となった東部地域の樋門、水路、農道等の土地改良施設については、国および県の災害復旧補助事業にて、施設の復旧を図ることとした。

また、西部地域の比較的被害の大きな土地改良施設については、平成 23 年度中に、国による災害査定が完了し、順次、復旧工事の発注を行うとともに、被害が比較的小規模な施設については、平成 23 年度中に修繕を完了させた。

なお、平成 23 年度内に復旧できない施設については、緊急的に応急修繕を実施し、25 年度中の復旧を目指すこととしている。

(ウ) がれきの撤去

7 月 1 日からは、農地のがれき撤去を開始した。

作業予定等については、おおむね 1 週間単位で本市のホームページや各避難所、J A 仙台の高砂、七郷、六郷、中田の各支店と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示して、市民等に周知を行った。

また、撤去作業にあたっては、J A 仙台および仙台東土地改良区と連携し、被災農業者を雇用し、延べ 1,202 名の農業者ががれきの撤去作業に従事した。

撤去の対象物は、浸水地域の農地（田や畑、約 1,800ha）、農道、農業用水路に漂着した建築物等の残がいや流木などのがれきおよび車両等であり、12 月末までに撤去を終了した。

写真 がれき撤去前（若林区種次）



写真 がれき撤去後（若林区種次）



(エ) 除塩作業

津波により海水をかぶった農地においては、除塩作業が必要となる。そこで、3 月 25 日に市長および東北大学大学院国分牧衛教授（作物学）、南條正巳教授（土壌立地学）等が被災した東部地域の被害状況の視察および土壌調査等を実施した。その後、3 月 29 日から 3 月 30 日にかけて、土壌の塩分濃度を把握するため、東部地区および四郎丸地区にて、さらに土壌分析を実施した。

写真 東部地域被害状況視察



(3月25日)

土壌分析の結果から平成 23 年度においては、霞目雨水幹線西側の排水可能な地域内のみで水稲栽培を行うこととし、田植えに向けて、除塩作業が必要な地域を把握するため、再度塩類集積濃度（EC 値）を詳細に測定し、具体的浸水エリアを確定した。

調査の結果、水稲作付可能地のうち除塩が必要な面積は約 43ha となり、6 月下旬には、おおむね除塩作業を完了した。

除塩を終了した農地のうち、23.1ha については田植えを行ったが、残り約 20ha については、農業機械等の流失や被災により、当初より作付を諦めたなどといった理由から、田植えは行われなかった。

また、津波浸水エリア内を耕作する農業者に対しては、JA 仙台中央営農センター等より、代かき等による除塩の徹底や、塩害地における施肥方法についての情報提供を行った。

代かきによる除塩の効果は、もともとの塩分濃度や土壌の状況等により異なり、1 回の代かきで、水稲の生育に影響がでない基準の EC 値 0.3mS/cm まで下がった場合と、EC 値が下がらず 2～4 回の代かきを行った水田があった。また、EC 値が若干高めの水田については、かけ流しによる除塩を継続して行うよう、指導した。

図表 18-3-2 除塩実施エリア図



(オ) 除塩処理ほ場における水稲生育状況

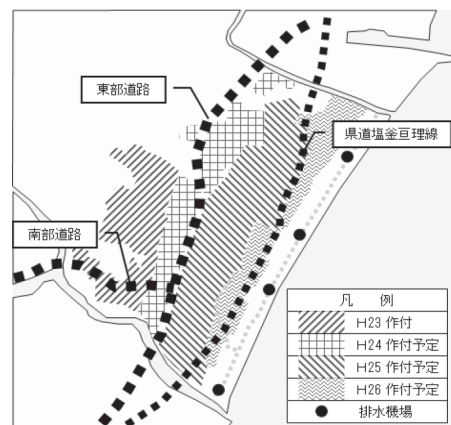
除塩作業を実施したほ場においては、ほ場の湛水状態やほ場内での津波浸水時間、ほ場面の高低差、肥料分など、海水塩分以外による EC 値への影響、降雨等の複数の要因により変動が見られた。

7 月下旬までには、EC 値が 0.3mS/cm まで下がり、水稲の生育状況も順調となった。

(カ) 24 年度の営農再開に向けた取組み

東部地域の津波浸水区域内の農地については、国直轄特定災害復旧事業により、平成 26 年度までに全ての農地で作付が再開できるよう、順次復旧させていくこととした。

図表 18-3-3 作付予定計画図



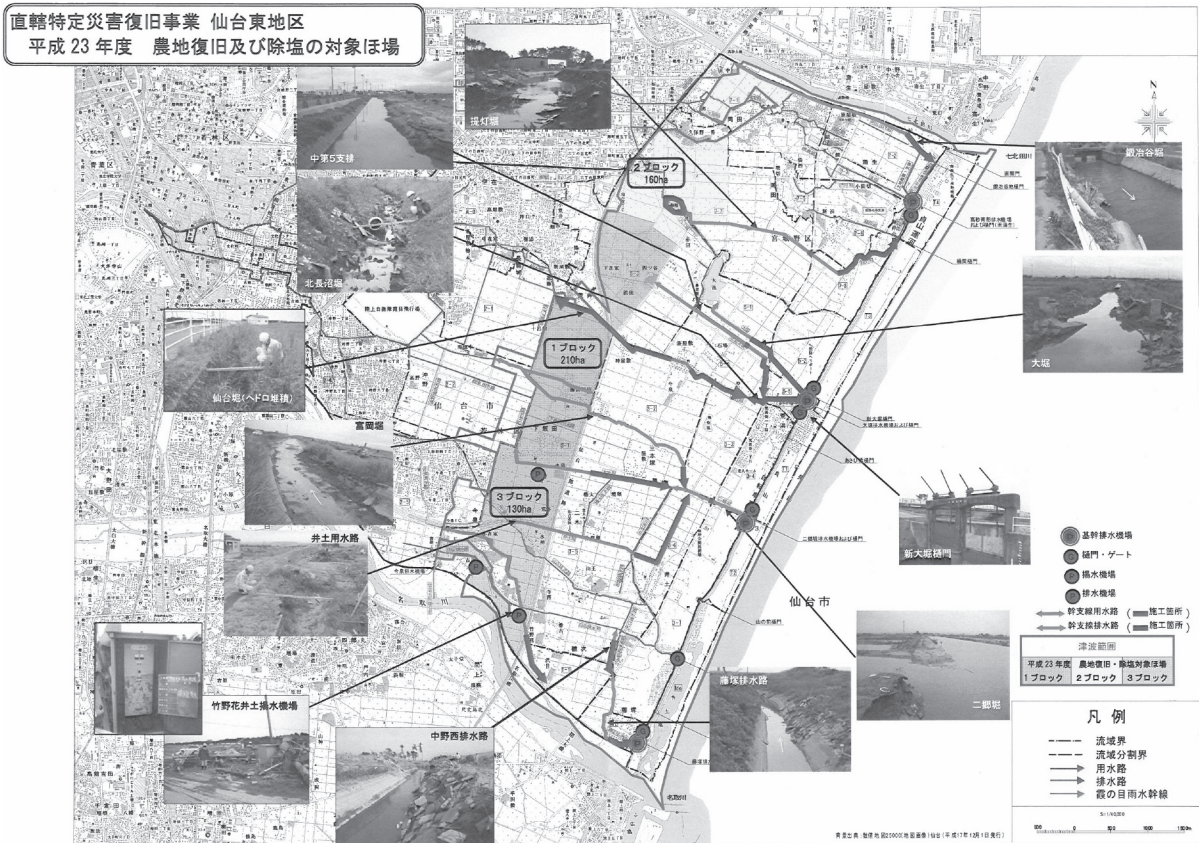
平成 24 年度からの営農再開を予定している
 仙台東部道路周辺の津波浸水区域内の
 農地については、水系や施設の被災状況を

勘案し、3ブロックに分割したうえで、11
 月から、農業用水利施設の復旧および農地
 復旧、除塩作業等を実施した。

図表 18-3-4 国直轄特定災害復旧事業 農地復旧および除塩スケジュール

		平成23年度				平成24年度				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1ブロック 【210ha】 排水のために用水 路内のヘドロ除去 が必要な区域	施設 復旧	用水路 1条	水路内ヘドロ除去							
		排水路 6条	大型土のう等による保護							
		樋門 18門	チェーンブロックによる応急復旧							
		小用排水路		小用排水路復旧						
		農地復旧 203.4ha		ヘドロ除去		整地等				
		除塩 203.4ha			除塩					
2ブロック 【160ha】 排水のためにパイ プラインの復旧が 必要な区域	施設 復旧	ため池 1箇所	大型土のう等による保護							
		排水路 2条	大型土のう等による保護							
		樋門 2門	チェーンブロックによる応急復旧							
		小用排水路		小用排水路(含パイプライン)復旧						
		農地復旧 160.8ha		ヘドロ除去		整地等				
		除塩 160.8ha			除塩					
3ブロック 【130ha】 用排水のために揚 排水機場の復旧が 必要な区域	施設 復旧	揚排水機場 3箇所	ポンプ整備、エンジン更新等							
		用水路 2条	ポンプ整備、エンジン更新等							
		排水路 2条	ポンプ整備、エンジン更新等							
		樋門 16門	ポンプ整備、エンジン更新等							
		小用排水路		大型土のう等による保護						
		農地復旧 132.6ha		大型土のう等による保護		整地等				
除塩 132.6ha				除塩						
《参考》 基幹排水機場	高砂南部排水機場 大堀排水機場 二郷堀排水機場 藤塚排水機場			ポンプ整備・エンジン更新、仮建屋復旧等						

図表 18-3-5 国直轄特定災害復旧事業 平成 23 年度農地復旧および除塩の対象ほ場



②林道の復旧

震災により、田子林道をはじめとして林道 23 路線に道路の損壊や法面の崩壊などの被害が発生したが、復旧工事等を実施し、平成 23 年度中に被災路線 23 路線中 19 路線において、復旧が完了した。なお、復旧が完了していない 4 路線については、平成 24 年度中の完了を目指している。

③水産業の復旧

(ア) 漁船の復旧

宮城県漁業協同組合仙台支所管内においては、震災前、漁船 52 隻が在籍していたが、津波により、大多数の漁船が流出し、また仙台支所の基幹事業である海苔養殖についても、壊滅的な状況であった。

被災漁業者の漁業の再開のため、漁業者が共同で利用する漁船・漁具の整備等に対して、国・県合わせて約 83%まで、県が補助を行う「共同利用小型漁船建造事業」と「共同利用業船等復旧支援対策事業」が 5

月に創設された。

管内の漁業者 14 名が本事業を利用し、共同利用漁船・漁具を整備し、漁業の再開を目指している。

(イ) 深沼漁港の防潮堤の復旧

津波により、本市が管理する深沼漁港の防潮堤は、北端 20 メートルが流失したほか、堤防の洗掘や沈下等の被害を受けたが、流失した北端の 20 メートルについては、9 月に大型土嚢による応急仮復旧工事が完了した。

また、繰り返し津波を受けてきた深沼漁港において、将来の津波被害を軽減するため、防潮堤の新たな高さ基準を検討し、本復旧工事を実施する予定となっており、早期の災害復旧工事の完了を目指していく。

(4) 主な営農再開支援策

震災を受けて、国、県によりさまざまな営農再開支援策が立ち上げられるとともに、本市においても、営農再開に向けた支援を行うためにさまざまな支援制度を創設した。

①国・県の主な営農支援策

(ア) 被災農家経営再開支援事業

津波浸水区域内の農地で、営農再開に向けた農地の復旧作業を共同（復興組合を設立）で行う農業者に対して、支援金を交付する事業。支援金は、復興組合等が作業内容により日当の金額を決め、日当として、農業者に支払われることとなる。作業内容の例としては、農地内のごみの除去、除草や地力増進作物の作付、土壌消毒などとなっている。

本市においては、高砂、七郷、六郷、中田の4地区で復興組合が設立され、平成23年度は、約1,600戸の農家が事業に取り組み、水田1,624ha、畑257haで復旧作業が行われ、総額6.4億円の支援金が支払われた。

(イ) 東日本大震災農業生産対策交付金事業

農業生産の復旧等を目的として、被害を受けた共同利用施設等の復旧を行うために創設された事業。乾燥調整施設の復旧や田植機、コンバイン、トラクター等の導入等に対して、国・県合わせて75%まで補助する制度である。平成24年3月31日現在の本市における適用件数は48件、総事業費は7億800万円、補助金額は3億3,700万円であった。

②本市の主な営農支援策

(ア) 野菜・花きパイプハウス緊急設置事業

野菜や花きなどのパイプハウスが津波により流出し、甚大な被害を被った畑作農家の経営再建を支援するために、本市で、被災農家のパイプハウス設置助成を実施することとした。

助成対象者は津波被害を受けた農地を保有する営農集団、認定農業者および認定新規就農者（以下、「認定農業者等」という。）、エコファーマーで、野菜・花き栽培用のパイプハウス設置に係る事業費の2分の1までを補助することとし、限度額は1㎡あたり2,650円とした。補助の要件は間口5m以上、パイプ口径20mm以上、専用ドア付のパイプハウスとし、導入の下限面積は営農集団が1,000㎡、認定農業者等およびエコファーマーが100㎡とした。なお、設置場所が津波の浸水地の場合は、除塩を行い土壌のEC値が0.5mS/cm以下であることなどを条件とした。

平成24年3月31日現在の補助件数は15件（営農集団1件、認定農業者14件）で事業実施面積は12,092㎡、78棟、事業費は58,670千円で、うち助成額は26,517千円であった。

(イ) 農地確保緊急対策事業

津波により農地に被害を受けた農業者の営農継続を支援するために、農地および農業機械等の賃借料（リース料）を補助するための事業を創設した。補助対象者は被災農業者（認定農業者または認定農業者が3分の2以上で組織している営農集団）とし、農地の賃借料の助成については、被災した農業者が新たに農地をおおむね3年以上の期間で利用権設定や作業受委託契約を締結した場合に、農業委員会が公表している賃借料情報の範囲内で助成することとし、限度額は個人が10万円、団体が50万円までとした。農機具リース料の一部助成については、被災した農業者が農業経営を行うため、新たに借り受けた軽トラック、農業機械の賃借料について助成を行うこととし、補助率2分の1、限度額を50万円までとした。なお、農地の賃借、農機具リースともに、助成は初年度に限ることとした。

農地の賃借料の助成については1件で6.4万円、農機具リース料の助成について

は2件で53万円の実績であった。

（ウ）農業災害復旧資金

被災した農業者の経営再建を支援するため、復旧資金の融資制度を創設した。貸付額は個人500万円、団体等2,000万円を上限とし、被害額と比較し、より低い額を限度額とした。資金用途は機械、施設等の修繕および更新等に要する費用、その他経営再建に要する費用で、償還期間は6年以内で据置期間を1年以内と設定した。基準金利は3.05%であるが、利子補給率を2.55%とし、貸付利率は0.5%に設定した。融資実績は、その後、国により、さらに有利な貸付制度が創設されたことなどにより、個人、団体等ともになかった。

（エ）農商工連携型農業者雇用モデル支援事業

震災で被災した農業者の雇用や、事業者等の農業参入、農商工連携への取組みを促すために、被災した農業者を雇用し、農業者の知識や技術を活用した事業計画を支援する「仙台市農商工連携型農業者雇用モデル支援事業」を創設した。

本事業への応募資格は、被災した農業者を雇用し、農業者の持つ知識や技術を活用した新たな事業の実施を目指す事業者とし、応募の中から優れた取組みと認められる事業計画について、農業者の雇用に要する経費の一部（1人あたり月5万円以内）を助成するものである。被雇用者の条件としては、耕作していた田や畑、耕作機械等が被災し、営農に支障が生じた農業者かつ仙台市農家基本台帳に登録のある65歳未満の者とした。雇用の条件は、①農業者の知識や技術を生かした職務内容、②1週間あたりの所定労働時間が20時間以上、③平成24年3月31日以降も雇用の見込みがあることとした。

被災農地においてトマトの養液栽培に取り組む事業や生産、加工、販売までの六次産業化の拡大を図る事業など、平成23年度内

において3件の事業を採択した。

（5）農業の復興に向けて

①農業者への意向調査

東部地域においては、津波による田畑や農機具などへ被害を受け、農業者の営農意欲の減退が懸念されたことから、仙台東部地区農業災害復興連絡会の地区対策チームが、被災した農業者に対し、意向調査を実施した。

調査項目は「今後の営農についての意思確認」、「継続していく場合の営農方式」、「大きな被害を受けた東部有料道路から東側の農地の復旧方法」等として、7月末までに585戸（六郷地区241戸、七郷地区164戸、高砂地区180件）に対して調査を実施した。

「今後の営農」は77.4%が今後も継続したいと回答しており、その多くが現在の営農規模の維持を前提としている。一方、農業をやめたいとの回答も11.3%あった。

「東部有料道路から東側の農地の復旧方法」については、大規模区画への再ほ場整備への希望が41.2%、現状での復旧への希望が30.4%という結果となった。

②有識者へのヒアリング調査

今後の東部地域の農業復興方針等の検討の一助とするため、7月6日から7月19日にかけて学識経験者、生産者団体、流通消費団体、経済金融団体等、各界の有識者10名に対してヒアリングを実施した。ヒアリング項目は「東部地域の農業の将来像」、「将来像実現のための課題・問題点」、「課題等解決のために必要な取組み」などとした。

「東部地域の農業の将来像」については、「今までと同じ形態、同じ生産体制とは異なる形での復興が必要」、「生業としての農業という形でなく、生産、流通など、一連の産業としてふさわしいだけの複合的な視点が必要」といった意見が寄せられ、また、「将来像実現のための課題・問題点」に関しては、「農産物の価格の安定など、農業者

が安心して農産物の栽培ができる環境づくりが必要」、「農地の大規模化など農業自体を経営として捉える視点が必要」といった意見が寄せられた。「課題等解決のために必要な取り組み」に関しては、「基盤整備などの負担は大きいので国家負担による対応が必要」、「大区画整備や農地の集積が必要」、「用水路等のパイプライン設置など、少ない後継者で大規模な農地を管理するための環境整備が必要」といった意見や「農産品の仙台ブランドを作るべき」、「青年部等の若い後継者にいろいろな情報を早く提供すべき」といった意見が出された。

③東部地域の農業復興に向けた意見交換会の開催

本市の農業復興の方針に反映し、今後の東部地域の農業を担う認定農業者の意向を把握するために、7月29日から8月5日にかけて意見交換会を開催した。対象者（参加者数）は認定農業者（六郷地区（11名）、七郷地区（11名）、高砂地区（6名））、JA仙台青年部（七郷支部（17名）、六郷支部（7名））であり、東部地域の農業の将来像や自身の農業経営の将来像等について意見交換を行った。

会場では大規模ほ場整備の推進による生産性の向上、経営基盤強化の支援を望む声が多く聞かれ、また、大規模ほ場整備にあたっては、地権者負担の軽減を求める意見が寄せられた。その他、営農再開のための早急な排水機場の整備を求める意見や行政、農協等からのこまめな情報提供を望む声が聞かれた。

④大規模ほ場整備の推進

(ア)「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」の施行

国は、5月2日に「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」を施行した。本法律は東日本大震災に対処するため、国または都道府県が行う土

地改良事業等について、土地改良法の特例を定めたものである。本法律においては、「特定災害復旧事業」と「復旧関連事業」の2つが定義されるとともに、国または都道府県が特定災害復旧事業を行う場合において、必要があると認めるときは復旧関連事業も行うことができると規定されている。

この法律を受けて、本市においては、仙台東地区の農地復旧を国の直轄特定災害復旧事業により排水機場の復旧など、施設復旧事業のほか、農地復旧事業や除塩作業等を実施することとした。

また、東部地区の農地においては、地震による農地の陥没や水路の損壊等の被害が生じたとともに、従前より小区画や不整形のほ場が存在しており、生産性の向上のために大規模ほ場整備が望まれていた。

今回施行された法律により、特定災害復旧事業に併せて、農地の大区画化や集約に向けた大規模ほ場整備の取組みについても、国の直轄事業として進めることとした。

(イ) 災害復旧事業および復旧関連事業に関する住民への説明会等の実施

(a) 仙台東地区復旧・復興事業第1回説明会

国の直轄特定災害復旧事業による営農再開に向けた復旧工事の進め方および農地災害復旧関連のほ場整備事業の内容について、11月9日から11月14日にかけて被災地区ごと（高砂、七郷、六郷）に2回ずつ、計6回説明会を実施した（図表18-3-6）。

第1回説明会では、ほ場整備の内容や排水機場の復旧に関する質問、除塩の方法等についての質問が寄せられたほか、霞目雨水幹線水路付近より西側の区域でのほ場整備についての要望が寄せられた。

図表 18-3-6 第 1 回説明会開催日等

地区	開催日時	開催場所	参加人数
六郷	11/9 (水) 18:30～	ウエルサ ンピア仙 台	140
七郷	11/10 (木) 18:30～		140
高砂	11/12 (土) 10:00～		95
六郷	11/12 (土) 14:00～		120
七郷	11/12 (土) 18:00～		70
高砂	11/14 (月) 18:00～	岡田小学 校体育館	155
計			720

写真 仙台東地区復旧・復興事業 第 1 回説明会
(11 月 14 日 岡田小学校体育館)



(b) 仙台東地区のほ場整備事業に関するアンケート調査

仙台東部地域における農地の復旧と併せて、より生産性の高い農地への再生、再整備に向けたほ場整備事業の取組みを進めるにあたり、農地整備に対する農家の意向等を把握し、事業区域の設定や整備内容の検討を行うために、東北農政局がほ場整備事業に関するアンケート調査を実施した。調査期間は 11 月 15 日から 12 月 9 日であり、調査対象者は津波被災地域（高砂、六郷、七郷）に農地を所有する 2,180 人となった。

調査項目は「ほ場整備事業への参加の希望」、「ほ場整備において望む整備内容」、「希望する農地の区画面積」、「被災前の耕作の形態」、「被災前の経営内容」、「農家の分類（専業、兼業）」、「今後の営農意向」、「今後、

営農を継続、開始する場合に望む営農形態」、「耕作をやめたい場合の理由」、「規模縮小、やめたい場合の農地の取扱い」とした。

アンケートの回収数は 1,446 通（回収率 66%）となり、ほ場整備事業への参加の希望については、水田が六郷地区で 85%（504 人中 428 人）、七郷地区で 79%（517 人中 411 人）、高砂地区で 73%（410 人中 301 人）となった。畑については六郷地区で 69%（322 人中 223 人）、七郷地区で 63%（185 人中 117 人）、高砂地区で 55%（211 人中 115 人）となった。

(c) 仙台東地区復旧・復興事業第 2 回説明会

12 月 18 日から 12 月 26 日にかけて被災地区ごと（高砂、七郷、六郷）に 2 回ずつ、計 6 回の説明会を実施した。

図表 18-3-7 第 2 回説明会開催日等

地区	開催日時	開催場所	参加人数
高砂	12/18 (日) 10:00～	ウエルサ ンピア仙 台	55
六郷	12/18 (日) 13:00～		110
七郷	12/18 (日) 16:00～		100
七郷	12/20 (火) 18:30～		70
六郷	12/21 (水) 18:30～		45
高砂	12/26 (月) 18:00～	岡田小学 校体育館	70
計			450

説明会においては、第 1 回説明会における主な質疑応答の内容および「仙台東地区のほ場整備事業に関するアンケート調査」結果の内容、説明会およびアンケート調査結果を受けて、仙台東地区におけるほ場整備事業区域の素案について説明を行った。

また、第 1 回の地区説明会やアンケート調査において、津波被災を受けていない霞目雨水幹線より西側の区域についても、ほ場整備実施の要望が上げられたことから、まずは、整備に対する農業者の意向確認を

行い、仙台東地区全体としての区域設定の検討を行うこととした。

(d) 仙台東地区のほ場整備事業に関するアンケート調査（霞目雨水幹線より西側の区域）

第1回の地区説明会やその後のアンケート調査において、霞目雨水幹線より西側の区域においても、ほ場整備実施の要望が上げられたことから、東北農政局が12月28日から平成24年1月28日にかけて、霞目雨水幹線より西側の農地所有者569人に対しアンケート調査を実施した。

アンケートの回収数は329通(58%)で、ほ場整備事業への参加の希望については、水田が沖野・下飯田地区で88%（136人中120人）、日辺・今泉地区71%（112人中79人）、霞目・荒井地区で69%（91人中63人）となり、畑については沖野・下飯田地区で76%（8人中6人）、日辺・今泉地区55%（66人中36人）、霞目・荒井地区で58%（16人中9人）という結果となった。

(e) 仙台東地区復旧・復興事業第3回説明会

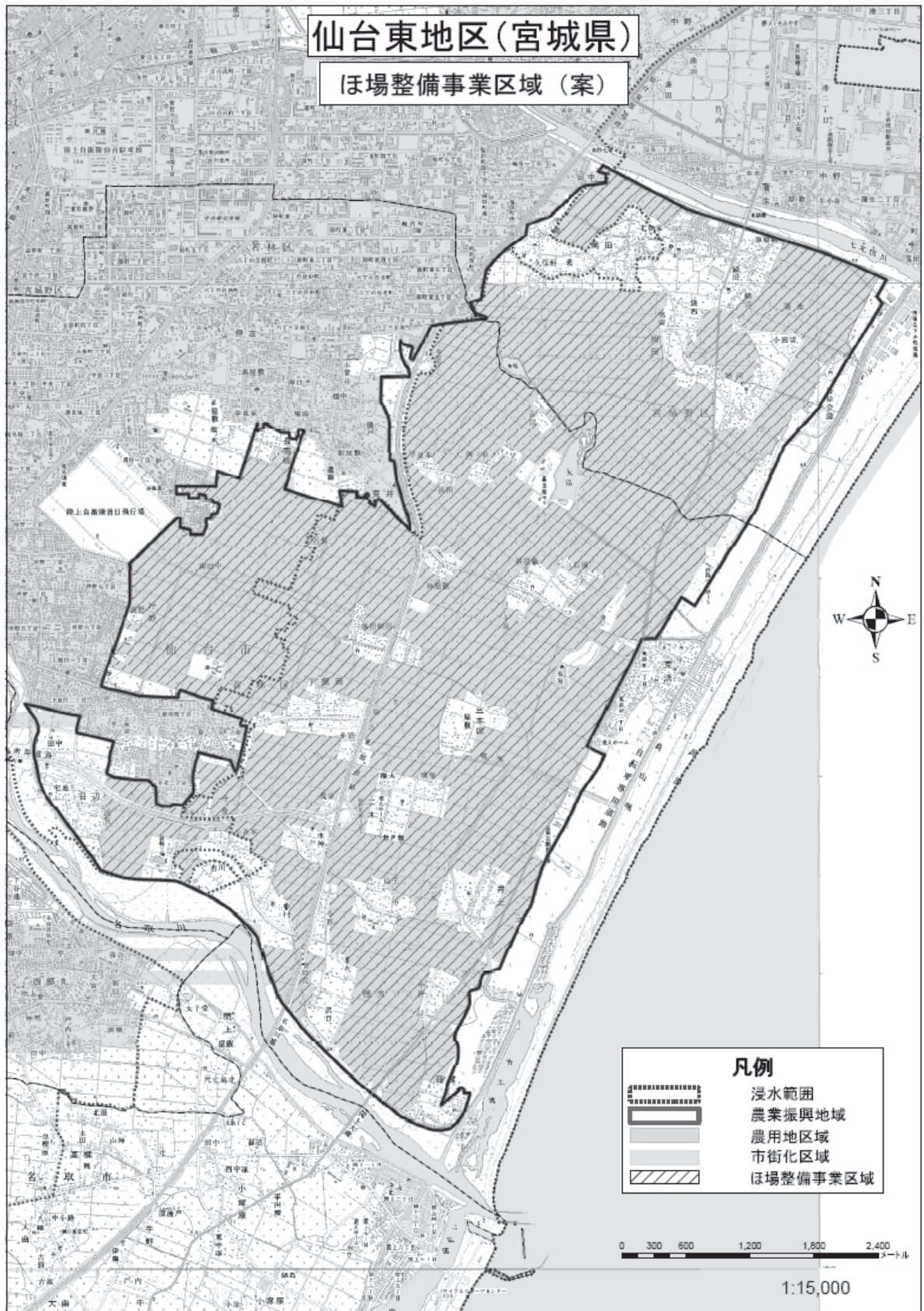
平成24年2月4日から2月8日にかけて被災地区ごと（高砂、七郷、六郷）に2回ずつ、計6回説明会を実施した。

第3回説明会においては、平成24年度営農再開地域における除塩や農地復旧のスケジュール、霞目雨水幹線より西側の区域におけるほ場整備事業に関するアンケート調査結果報告、アンケート調査結果を受けての仙台東地区のほ場整備事業区域（案）および高砂、七郷、六郷地区のほ場区画の形状案についての説明を行うとともに、今後のほ場整備事業の進め方についての説明を行った。

図表 18-3-8 第3回説明会開催日等

地区	開催日時	開催場所	参加人数
高砂	2/4（土） 10:00～	ウェルサン ピア仙台	80
六郷	2/4（土） 13:00～		135
七郷	2/4（土） 16:00～		100
六郷	2/6（月） 18:30～		60
七郷	2/7（火） 18:30～		60
高砂	2/8（水） 18:00～	岡田小学校 体育館	70
計			505

图表 18-3-9 仙台東地区ほ場整備事業区域图



(f) 大規模ほ場整備の実現に向けて

平成 23 年度は、大規模ほ場整備の実現に向けて、地域での説明会やアンケート調査などを行い、ほ場整備事業区域（案）の作成を進めてきた。

平成 24 年度は、ほ場整備のための換地の意向調査をもとに事業計画の検討を行うとともに、さらに、大規模ほ場整備の対象となる地域の農業者に対し、より詳細な説明等を実施し、農業者からの理解を得る必要がある。

また、ほ場整備事業の概要書の作成を進め、計画概要の公告・縦覧を経て、計画決定、再度の公告・縦覧を経て、平成 24 年度内の計画確定を目指していく。

併せて、トラクターやコンバイン等の大型農業機械について、市が津波で被災した集落営農組織等への貸し付けを行い、営農再開に向けて支援する「被災地域農業復興総合支援事業」や津波被害を受けた太白区四郎丸地区における農地の区画の大規模化や集約化などのほ場整備事業の実現に向けた取組みを進めていくこととしている。

また、被災した東部地域の農業再生と早期営農再開のため、平成 23 年度から実施している被災農家経営再開支援事業や東日本大震災農業生産対策交付金、野菜・花きパイプハウス緊急設置補助、農地利用集積促進事業を継続し、農業生産施設や農業機械等への支援に取り組んでいく。

(6) 復興特区の申請（農と食のフロンティア推進特区）

本市では、平成 24 年 2 月 15 日付で、農と食のフロンティアの推進に係る復興推進計画の申請を行い、平成 24 年 3 月 2 日付で復興庁より認定を受けた。

農と食のフロンティア推進特区の内容は民間投資促進特区制度同様、東日本大震災復興特別区域法（以下、「法」という。）に定める税制上の特例措置であり、特別償却または税額控除（法三十七条）、法人税特別

控除（法三十八条）、新規立地促進税制（法四十条）、研究開発税制（法三十九条）の各種特例および地方公共団体の地方税に係る課税免除または不均一課税による減収に対する補填措置（法四十三条）が適用されることとなる。

対象事業は復興産業集積区域内において、農業振興に寄与する事業（農業および農業関連加工・流通・販売関連産業、農業関連再生可能エネルギー関連産業、農業関連試験研究関連産業）で、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業となっている。

図表 18-3-10

農と食のフロンティア推進特区 区域図



(7) 農産物等の放射性物質の測定

(ア) 宮城県における対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受けて、宮城県においては 3 月 25 日から県内産原乳や農林水産物の放射性物質の測定を開始し、その結果について、ホームページ等で発表している。白石市および角田市で栽培された原木しいたけ（露地）

が国の暫定規制値（放射性セシウム 500Bq/kg(平成 23 年度))を上回ったため、出荷制限を行った。

また、農地土壌等の放射能についても、県内 19 地点での定点調査を実施しているとともに、水田については、代かき前と中干し期および米収穫時に土壌のサンプル調査を実施。畑地、転換畑については、定植（播種）前、その後 1 カ月ごとの土壌をサンプル調査している。

（イ）仙台市における対応

本市においても 8 月 1 日から市内で生産される野菜の安全・安心の確保と消費者の不安解消、風評被害を防止するため、放射性物質の独自検査を開始した。検査品目は時期ごとに出荷が多い野菜および県の野菜分析の結果を考慮して選定し、1 週間に 1 回、3 種類、本市の区ごとにローテーションを組んで調査を実施している。検査は財団法人日本冷凍食品検査協会横浜試験センターに依頼しており、平成 23 年度内において、国の暫定規制値を超えた農産物はなかった。

第4節 仙台塩釜港（仙台港区）の被害・復興状況

仙台塩釜港は仙台市と多賀城市にある仙台港区と塩竈市、七ヶ浜町、利府町、東松島市に位置する塩釜港区からなる、東北唯一の国際拠点港湾である。

仙台港区はコンテナ航路として、北米、中国、韓国を結ぶ外貿コンテナ定期航路（週4便）や国際コンテナ戦略港湾である京浜港等との間に内航フィーダー航路を多数（週11便）有し、東北港湾のコンテナ取扱量の約6割を占めるなど、東北の国際物流拠点として重要な役割を果たしている。平成22年の取扱量は21.6万TEU（20フィートコンテナ換算）となっている。

また、県内に立地する自動車組立工場からの積出拠点や東北地方で販売される完成自動車の移入拠点として重要な役割を果たしている。

そのほか、フェリーが苫小牧港に毎日運航、名古屋港に隔日運航しており、人流と農水産品や紙・パルプ等の物流を支える国内流通拠点として重要な役割を果たしているとともに、東北地方で唯一製油所を有し、東北地方全域への供給等を行っている。

（1）仙台塩釜港（仙台港区）の被害状況

仙台塩釜港（仙台港区）においては、岸壁で最大で約60cm沈下するとともに、舗装版の損傷、ふ頭用地との段差、上部コンクリートや車止め等の損壊し、また、4基ある荷役機械（ガントリークレーン）は全て脚部、受電設備が損傷した。さらに岸壁前面水域に多くのコンテナや完成自動車は漂流・沈没し、航路・泊地の一部に計画水深より浅い箇所が確認された。また、外郭施設の防波堤でも沈下が見られるとともに、消波ブロックの散乱等が見られた。

（2）港湾施設の復旧および供用再開

港湾の管轄は宮城県であり、県では発災直後から国土交通省、海上保安庁、自衛隊

等の関係機関の協力を得ながら航路、臨港道路等の応急復旧を進めた。

3月17日の仙台港への緊急物資輸送船の入港を皮切りに、4月1日からは一般貨物船の入港も可能となり、4月7日から自動車運搬船の入港、4月11日からは定期フェリーが再開、4月16日には完成自動車積出開始など、徐々に物流機能を回復させていった。

なお、本復旧は現在も進められており、本復旧工事の完了は平成25年度を予定している。

（3）フェリーの運航再開状況

仙台港では、苫小牧～仙台、名古屋～仙台的フェリーが運航されている。

仙台港の津波被害の影響によって、全便欠航となっていたが、4月28日から苫小牧～仙台間が臨時ダイヤ、暫定施設による運行が再開され（苫小牧～名古屋間、仙台～名古屋間は仙台港の受付機能の未整備等により欠航）、6月6日には全区間で通常ダイヤでの運航が再開した。

（4）仙台臨海鉄道の被害および復旧状況

仙台臨海鉄道は、港湾地区の4つの貨物駅（仙台港、仙台北港、仙台西港、仙台埠頭）と東北本線陸前山王駅を結ぶ、全長9.5kmの貨物専用線である。取扱貨物は石油類、ビール等であり、重要な港湾機能を担っている。

①被害状況

津波による脱線、水没等で保有する機関車3両全てが使用できなくなった。また、国道45号以東の線路施設が流出しただけでなく、施設ががれきで埋め尽くされている状況であり、被害は甚大であったが、液化化現象等による被害はなかった。

②復旧状況

荷主企業、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）等の全面的な協力により、まずがれき撤去を行った後、第1期工事として陸前山王駅～仙台港駅～仙台西港駅間の復旧に着手し、ビール工場のビール生産再開に合わせて11月25日に運行を再開した。

その後、第2期工事として、仙台港駅～仙台埠頭駅、仙台北港駅間の復旧を進め、平成24年9月末までに全線復旧させる予定となっている（平成24年9月7日に全線復旧済み）。

被災した機関車3両のうち、1両は修復できたものの、他の2両は修復できなかったことから、秋田臨海鉄道株式会社からリースにより提供を受け、京葉臨海鉄道株式会社からは譲渡してもらい、運行再開が可能となった。

第5節 仙台空港の被害・復興状況

仙台空港は、宮城県名取市と岩沼市の海岸近くに位置し、東北の空の玄関口として重要な役割を果たしている。平成22年度実績で、国内8都市に40往復/日、海外7都市に20往復/週が就航し、国内線約236万人、国際線約26万人の利用実績がある東北最大の空港である。

また、仙台空港へのアクセス手段として、平成19年3月に仙台空港と仙台駅を結ぶ仙台空港アクセス鉄道が整備された。

(1) 仙台空港の被害状況

14時46分の本震の発生後、15時56分に仙台空港に津波が来襲し、空港のほとんどが冠水した。その後の調査では、空港ビルの東側壁面で5.7mまで浸水し、1階に設置してあった電気設備、受変電設備、ボイラー、空調設備、自家発電、消防設備等の機械電気設備が壊滅状態となった。

また、管制塔や監視制御装置が水没し使用不可となった。空港基本施設としては、着陸帯全域に土砂・がれき・自動車等が散乱、クラックの発生や液状化による陥没など地震による被害も見られた。

(2) 空港施設の復旧および運航再開

空港ビルのがれき等撤去については、3月20日から米軍により空港ビル1階のがれき撤去が行われ、その後、建築構造体の仮復旧、仮設トイレ等の設置などが行われ、暫定供用準備が行われた。

また、滑走路等については、がれきや被災車両の撤去が行われるとともに、クラックの補修や舗装の打ち換え、場周柵の設置(仮復旧)など復旧作業が行われた。

旅客ターミナルについては4月13日より一部供用を開始し、7月25日に旅客ターミナルビル1階および2階の供用を再開、9月11日に3階および展望デッキの供用を再開し、9月25日には完全復旧した。

暫定供用の準備が整った4月13日から1日6往復で国内線臨時便の運航を開始し、7月25日からは震災前とほぼ同水準の1日41往復で国内線の定期便が再開した。国際定期路線については、9月25日からソウル線、10月2日からグアム線、10月30日から台北線、平成24年3月25日から上海/北京線、同27日から大連/北京線が逐次運航を再開した。なお、長春線の再開は平成24年度を予定している。

空港へのアクセスについては、仙台空港アクセス鉄道が大きな被害を被ったが、10月1日の仙台空港アクセス鉄道全線運行再開までの間、同鉄道の代行バスが運行されたほか、宮城県バス協会により、仙台駅東口と空港を結ぶ臨時バスが運行された。

図表 18-5-1 仙台空港の復旧状況

3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ■地震発生 ■津波により浸水し、利用客、職員等が孤立(翌3月12日に救助)
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ■米軍輸送機による緊急物資輸送開始
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ■羽田、大阪への臨時便運航開始
4月27日、29日	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌線(4/27)、名古屋線(4/29)の臨時便運航開始
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ■福岡線の臨時便運航開始
6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■国際線チャーター便運航再開
7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■空港ターミナル(1F、2F)使用再開 ■国内線定期便運航再開 ■国際線臨時便運航開始(ソウル、グアム)
9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■空港ターミナル全面再開 ■ソウル線の定期運航再開(以降グアム10月2日、台北10月30日、上海/北京平成24年3月25日、大連/北京平成24年3月27日運航再開)